



## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	2
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和 3 年の国人事院勧告において、国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」の申出があり、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正された。福島県においても県条例が改正されるため、地方公務員法第 24 条第 4 項(国及び他の地方公共団体との権衡)を踏まえて、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得条件を緩和するため、町条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>(1) 育児休業をすることができない職員(第 2 条)</p> <p>非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上」の要件を廃止する。</p> <p>(2) 部分休業を請求することができない職員(第 16 条関係)</p> <p>非常勤職員の部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が 1 年以上」の要件を廃止する。</p> <p>(3) 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等(第 26 条関係)</p> <p>本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得移行の確認について定める。</p> <p>(4) 勤務環境の整備に関する措置(第 27 条関係)</p> <p>育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について定める。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	3
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び埴町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>消防団員数の減少に歯止めをかけるべく、消防庁長官から「消防団員の報酬等の基準の策定等について」通知が発出され、この通知に示された基準を踏まえ、報酬額を引き上げるほか所要の改正及び消防団員の定員を改正するもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>消防団員の定員を 380 人から 340 人に改正 報酬額引上げに係る具体的内容については、別紙、資料のとおり</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日</p>		
担当課	生活環境課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	4
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】          令和 3 年福島県人事委員会の勧告内容により、最近のガソリン価格高騰による職員の通勤事情を考慮し、福島県議会令和 4 年 2 月定例会に提案される「福島県の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を参考に、職員の給与に関する条例の一部を改正する。</p> <p>【具体的な内容】          通勤手当支給に係る上限額の改正を行う。          ・自動車等を利用して通勤する場合の上限額          57,800 円→60,700 円</p> <p>【施行期日】          令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	5
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>令和 2 年 4 月 1 日より施行されている会計年度任用職員任用について、当該職の給与等における円未満の端数処理、時間外勤務（超過勤務、休日勤務及び夜間勤務）及び減額に係る時間単価算定の方法について改正する。</p> <p>また、地方公務員法及び町の分限条例により休職にされる会計年度任用職員の給与等の支給について、支給しない旨の規定を設ける。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム共）の時間外勤務及び減額に係る勤務 1 時間当たりの給与等額の算定において、円未満の端数が生じた場合、50 銭未満は切捨て、50 銭以上 1 円未満は切上げであったものを、減額に係るものは 1 円未満切捨て、時間外勤務に係るものは 1 円未満切上げとする。</li> <li>・ 減額に係る勤務 1 時間当たりの給与等額において、規則に定める時間を除数から減じないよう算定方法に改正する。</li> <li>・ 休職にされた会計年度任用職員については、いかなる給与も支給しない旨の条を追加規定する。</li> <li>・ 条の追加による条の繰下げを行う。</li> </ul> <p>【施行期日】</p> <p>令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	6
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の公布に伴い必要な改正を行うもの。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未就学児に係る均等割額をそれぞれ2分の1の金額とする。(低所得者に対する軽減対象の場合、低所得軽減後の金額を2分の1にする。)</li> </ul> <p>【施行期日】</p> <p>令和4年4月1日から施行します。</p>		
担当課	町民課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	7
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町第六次長期総合計画の策定について		
要 旨	<p>【提出理由】 平成 23 年度に策定された第五次長期総合計画について、計画期間が満了となったため、新たな計画を策定し、議会基本条例に基づき議決を求める。</p> <p>【具体的内容】 第六次長期総合計画の策定 ・基本構想 ・基本計画</p> <p>【施行期日】 令和 4 年 4 月 1 日</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	8
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>令和 3 年度に実施する予定の田代辺地に係る事業「町道埜勿来線舗装補修事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行する。</p> <p>令和 3 年度に実施する予定の湯岐辺地に係る事業「林道湯岐線」「町道羽原谷地宝坂線舗装補修事業」「湯遊ランド線改良事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行する。</p> <p>令和 3 年度に実施する予定の片貝辺地に係る事業「町道落合殿畑線補修事業」「町道長久木線補修事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行する。</p> <p>以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、各辺地に係る総合整備計画を変更する。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	9
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の廃止について		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>現在の延長 613.3mを廃止し、片貝峠下平野線に接続する公共的な性格を有する農道片貝 2 号線を、片貝峠下平野線を延長して町道として管理するため、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>以下の路線を廃止する。</p> <p>1. 路線番号 260            路線名 片貝峠下平野線</p> <p style="padding-left: 2em;">L = 613.3m</p> <p style="padding-left: 2em;">W = 6.1m</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行。</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	10
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	町道の路線の認定について		
要 旨	<p>【提案理由】</p> <p>1. 長久木殿畑線 片貝地区住民等の利用で公共的な性格を有する農道片貝2号線を町道として管理するため、旧片貝峠下平野線を延長して町道とするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>2. 石堀子線 起点は県道高萩塙線に接道する公共的な性格を有する農道片貝1号線を町道として管理するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【具体的な内容】 以下の路線を認定する。</p> <p>1. 路線番号 271      路線名 長久木殿畑線 L = 3181.3m W = 4.7~30.1m</p> <p>2. 路線番号 272      路線名 石堀子線 L = 837.4m W = 5.0~25.1m</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行。</p>		
担当課	まち整備課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	11
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町一般会計補正予算 (第 6 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町一般会計補正予算 (第 6 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、町税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・国庫支出金・県支出金・財産収入・寄付金・繰入金・諸収入・町債を、歳出で、議会費・総務費・民生費・衛生費・農振水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費を、補正するものである。</p> <p>併せて、繰越明許費の追加・変更の補正、債務負担行為の追加、地方債の追加・変更の補正を行うものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	12
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入を、歳出では総務費、保険給付費、基金積立金、予備費を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	13
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で分担金及び負担金・繰入金を、歳出で総務費を、補正するものである。</p> <p>併せて、継続費の変更の補正を行うものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	14
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、継続費の変更の補正を行うものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	15
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、財産収入、繰入金を、歳出では総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費を補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	16
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、後期高齢者医療保険料、繰入金、国庫支出金を、歳出で、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を、補正するものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	17
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町一般会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町一般会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、一般会計予算、歳入歳出予算の総額を 63 億 8,188 万 8 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	18
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町国民健康保険特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町国民健康保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町国民健康保険特別会計予算の総額を 9 億 5,201 万 4 千円と定めるものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	19
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町農業集落排水処理事業特別会計予算の歳入歳出予算総額を 2 億 3,704 万 4 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	20
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町公共下水道事業特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町公共下水道事業特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町公共下水道事業特別会計予算を歳入歳出総額で 2 億 6,075 万 3 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	21
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町介護保険特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町介護保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町介護保険特別会計予算の歳入歳出予算総額を 11 億 9,891 万 8 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	22
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、埴町後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出予算総額を 1 億 1,955 万 8 千円とするものである。</p>		
担当課	総務課		

## 議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	23
提出時期	令和 4 年 3 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 4 年度埴町上水道事業会計予算		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方公営企業法に基づき、令和 4 年度埴町上水道事業予算を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、</p> <p>収益的収入の予定額を 2 億 6,886 万 1 千円</p> <p>収益的支出の予定額を 2 億 4,335 万 7 千円</p> <p>資本的支出の予定額を 2 億 1,625 万 9 円とするものである。</p>		
担当課	生活環境課		